# 死亡診断書 / 死体検案書 情報

死亡診断書情報 - 発生・救急搬送 - 検査・治療内容 - 要約と分類 - 背景情報 - 養育不全の寄与 - 不詳死の再分類 - 予防

			致死的事	象発生時の概況
事例:	番号	性別 ○ 男 ○ 女 調査担当	救急患者(	<ul> <li>○ 該当しない</li> <li>○ 院内出生後, 退院することなく死亡</li> <li>○ 予定(非緊急)入院のあと死亡</li> <li>□ 死亡は予期されたものであった</li> <li>□ 死因は医学的に明確であった</li> <li>□ 受診時の経過に問題を認めなかった</li> </ul>
I欄	<ul><li>(ア)直接死因</li><li>(イ)(ア)の原因</li><li>(ウ)(イ)の原因</li><li>(エ)(ウ)の原因</li></ul>		死亡診断書・死体検案書に記載され たとおりの病名を記入してください。 現場で死亡診断書を記載しておらず, 死体検案書の記載内容が不明の場合, 死亡時点の情報に基づく臨床的判断 を記入し,「その他付言すべきこ と」の欄に「死体検案書の記載内容 不明」とコメントをお書きください。	□ なんらかの疑義があった
II欄	影響を及ぼした 傷病名等			○ <b>致死的経過をたどる内因疾病の新規発症</b> □ 養育者の受療行動や看護状況に瑕疵は確認されない
	その他特に付言すべきことがら			□ 具体的な診断根拠(所見)があり,否定の所見がない □ 代理によるミュンヒハウゼン症候群の可能性がない ○ それ以外の内因死 □ 経過に疑義やあいまいな点があるが内因死と判断される
剖検の有無		○有 ○無 ○不明		<ul><li></li></ul>
内因・外因・不詳の別 		○ 内因死 ○ 外因死 外因死の場合、右のどれに該当するか選んでください ○ 不詳の死	○ 交通事故 ○ 転倒 / 転落 ○ 溺水 ○ 火災関連 ○ 窒息 ○ 中毒 ○ 不詳の外因死(自殺) ○ 不詳の外因死(他殺)	困難  □成人の監督や安全環境整備上の瑕疵がない □自殺・他殺(虐待)は完全に否定できる □その他の外因死  ○ 不詳の死 □ 搬送に至るまでの受療行動や看護状況に瑕疵がない □ 救急隊の確認した範囲内で,家庭内の状況や養育者の反応に懸念や疑義はないと申し送

\*本事例の登録を通じた振り返りにより、死因の変更が望ましいと判断された場合には、 最後にもう一度本ページに立ち戻り、より望ましい疾病名を<u>赤字で</u>追記してください。 (注:ここで加えた修正が人口動態に反映されるわけではありません)

られている

□上記以外の不詳死

「救急搬送」症例か? ○はい ○いいえ ○不明						
	「いいえ」「不明」の場合,このページの記入は不要です。					
	「はい」の場合					
発生した場所: ○ 病院外(自宅など) ○ 病院内 ○ その他(不明瞭な場合を含む)						
		. (12)				
「病院外で発生した」「救急搬送症例」の場合,以下の項目を調査してください。 						
発見者						
 発見状況						
		「救急搬送後48時間以内に死亡した」場合,				
		以下の項目を調査してください。				
		搬送時間 覚知 - 現着: 分				
   対応の内容						
7,1,10,001,1,1		₩.¥+••₩₩				
		│ │ │ 搬送中の処置 │ ○ 心臓マッサージ │ │ │ ○ バギング │ │ │ │ │ ○				
救急搬送後48時間以内に死亡したか?						
	○はい ○いいえ ○不明 「いいえ」「不明」の場合、 次ページへ。					
	「はい」の場合 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――					

急変症例か? ○ はい ○ いいえ ○ 不明 治療期間は? ○3時間以内 ○12時間以内 ○1日以内 ○3日以内 ○7日以内 ○それ以上 治療期間について特記すべきことがあれば記載してください 死亡に直接関連した 入院(外来)に関して 記入してください。 死亡時の □ ICU収容 □ その他の侵襲的治療 治療内容 □ 気管挿管 死亡に直接関連した □ 人工呼吸 エピソードに関して □ 中心静脈 記入してください。 自由記載 サマリーに記載していない治療内容で、特記すべきことがあれば記載してください 死亡時の □ 血液ガス分析 □ 血算(CBC) □ 検尿(生化学) □ アミノ酸分析 □血清 □ 髄液 □肝臓 検査内容 口血糖 □ 血液生化学 □ 薬物血中濃度 □ 有機酸分析 □血漿 □ 胆汁 □皮膚 死亡事象に関連して □ 乳.酸 □ アンモニア □トライエージ □ ケトン体分析 □ ろ紙血 □ 毛根付き毛髪 検査した内容を全て □ ピルビン酸 □ ケトン体 □ ウィルス検査 □ ウィルス分析 □尿  $\Box \Pi$ □その他 選択してください。 検体保存 リアルタイムで結果が出る検査項目 🗆 髄液検査 外注検査項目 研究室レベルで実施されている特殊検査

発見以前の特記事項(先行感染など	死因のカテゴリータ	
		┎ あてはまるもの全てを選抜
		1. 故意: 故意に加わった外傷, 原 窒息, 揺さぶり, 刺傷, 銃創, 中毒
発見後 死に至るまでの経緯 (症		(戦争やテロ, その他の集団暴力に
光兄後がに主るまでの程程(証	列の概要・治療内容・死亡状況など簡潔に記載してください)	2. 自殺:自殺または故意の自傷 総死, 銃器損傷, アセトアミノフェ
		編化、
		3. 外傷: 外傷およびその他の外間 単独頭部外傷, 頭部以外の外傷また
		学前児の意図しない中毒物質誤飲、 外因。
		から。 故意に加えられた外傷はカテゴリー 4. 悪性腫瘍
	固形腫瘍,白血病,リンパ腫,組織 患。たとえ死亡直前の最終イベント	
		<ul><li>も、基礎疾患として有していればこ</li><li>5. 急性疾患: 急性的な内科またし</li></ul>
蘇生を試みた時間 ○30分以内	川崎病,急性腎炎,腸捻転,糖尿症作,腸重積,虫垂炎など。てんかん	
無土で試みた時间 <b>○</b> 30万以内		こに含む。 6. 慢性疾患:慢性的な病状(慢性
その他		クローン病や肝疾患, 神経変性疾患 ど。周産期以降に発生した原因の明
→ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		たとえ死亡直前の最終イベントが恩 基礎疾患として有していれば,この
剖検 ○ 病理解剖	土体別元	7. 先天異常:染色体異常,遺伝子トリソミーおよびその他の染色体
○あり○法医解剖		含むその他の先天異常。
□ なし □ 司法 □ 調査法(新法)		年齢にかかわらず, 死因が周産期の 併する続発症に由来する死亡。分娩
○詳細不明		欠乏,気管支肺異形成,新生児出血 明の脳性麻痺,先天性または新生児
<ul><li>○ 承諾</li><li>○ 詳細不明</li></ul>		染症はここに分類する。 <b>9. 感染症</b>
	主な所見	生後1週間以降の,または修正在胎 他のカテゴリーに分類される疾患の
画像検索 ○ CT ○ MRI		染。菌血症,肺炎,髄膜炎,HIV感 <b>0. 原因不明:突然の予期しない,</b>
○ あり ○ 全身骨X線		SIDS (乳幼児突然死症候群) と診断 係なく死因が確認できない(死因不
_ ○ なし   ○ 超音波 ○ その他		然の予期せぬ死亡は,カテゴリー5

## リー分類

てを選択して下さい。

- :外傷、虐待、ネグレクト 銃創、中毒、その他の手段による他殺 集団暴力による死亡も含む)。ネグレク
- の自傷 アミノフェン中毒、自絞、溶剤吸入、ア その他の自損、による死亡。通常は乳
- 他の外因死 の外傷または多発外傷,熱傷,溺水,就 物質誤飲,アナフィラキシー,その他の

カテゴリー1に分類。

パ腫、組織球症のような悪性の増殖性疾 終イベントが感染症や出血などであって ていればこのカテゴリーに分類。

- 羽または急性外科疾患 転、糖尿病性ケトアシドーシス、喘息発 てんかんに伴う"予期せぬ突然死"はこ
- **「状(慢性疾患)** 経変性疾患, 免疫不全, 嚢胞性線維症な た原因の明らかな脳性麻痺も含む。 ベントが感染症や出血などであっても、 れば、このカテゴリーに分類される。
- r, 遺伝子異常, 先天異常 の染色体異常、単一遺伝子病、心奇形を
- :児期のイベント が周産期のイベント(例:早産児)に合 死亡。分娩前または分娩時に生じた酸素 新生児出血後水頭症による死亡。原因不 たは新生児早期(生後1週間未満)の感

:修正在胎週数が正期に達した以降の、 れる疾患の合併症ではないあらゆる初感 炎, HIV感染症など。

月しない、説明できない死亡 群)と診断されたもの、または年齢に関 ハ(死因不明)もの。てんかんに伴う突 テゴリー5に分類する。

子どもの社会的状況	参考: 鈴木・山田の分類 (運動機能が座位までに制限されている重症心身症児)  計
生前の行政機関の関与の有無: ○あり ○なし ○不明 → ○児相 ○市町村 ○その他 その理由	25点以上:超重症児
死亡時の親の反応	○ 体位交換 6回/日以上 (3)
既往歴 病名         リスク分類: ○1 ○2 ○3 ○4 ○5         既往歴と死亡との関連         □原疾患そのものが死因       □原疾患による予期せぬイベン         □原疾患による合併症が死因       □原疾患と関係ないイベントが発力         □原疾患の治療による合併症が死因       □不明	

# 養育不全が寄与した可能性

死亡診断書情報 - 発生・救急搬送 - 検査・治療内容 - 要約と分類 - 背景情報 - 養育不全の寄与 - 不詳死の再分類 - 予防

次頁のチェックリストを確認してください。

## 養育不全関与の可能性カテゴライズ

○ I. 可能性なし○ II. 可能性は低い○ IIIa. 可能性は中等度○ IIIb. 可能性は高い○ IV. 可能性確実

### 重要:

カルテ上の記載ではなく、 調査者の意見を記入してください。

### 追記事項

□以上の場合、その行為は、、 その行為の意図性は
□ 直接死因となった □ 死亡の寄与因子となった □ 意図的 □ 非意図的 □ 意図不明

虐待を疑う/否定する根拠や、レビューで参考になる事項について、自由に記載してください。

## 病院の対応

### 虐待対応の委員会 ○ 有 ○ 無 ○不明

#### 虐待対応の内容

- 複数で対応し、他機関に連絡した。
- 複数で対応し、他機関には連絡しなかった。
- 個人で対応し、他機関に連絡した。
- 個人で対応し、他機関には連絡しなかった。
- 対応しなかった。
- ○不明

その理由と, 具体的な内容:

#### 養育不全関与の可能性カテゴライズの詳細

#### I. 養育不全の可能性なし

- 第三者の目撃があり、確実に事故と判断される例。
- ・医学的に完全に内因性の病態に合致し、社会的リスクもない例。

#### Ⅱ. 養育不全の可能性は低い

- ・呈する医学的状態は養育者の語る受傷機転とおおむね合致するが, 目撃者のない例。
- ・医学的に内因性の病態で説明できるが、社会的に何らかのリスク がある例。

#### IIIa. 養育不全の可能性は中等度

- ・臨床的に虐待を疑うが、事故死・内因死に比して明らかに可能性が高いとは判断し難い例。
- ・監督不十分な状況で死亡した事故死や,管理不良であった内因死はここに含む。
- ・同胞に不詳死を認めたり,高い社会的リスクを有するが死因が不明確な例。

#### IIIb. 養育不全の可能性が高い

- ・医学的に事故・内因では説明し難い病態・状況を呈し, 虐待死を 強く疑うが確定には至らない事例。
- ・事故死・内因死でも、継続的な監督ネグレクトや医療ネグレクト などで社会的介入が開始されていた事例。
- ・監督不全による事故死や受診の遅れによる死亡でも、過失度合い が極めて高い事例はここに含む。
- ・複数の同胞が不詳死をきたしていたり親子分離歴があるなど、極めて高い社会的リスクを要する、死因が不明確な例。

#### IV. 養育不全の可能性は確実

- ・加害行為の第三者目撃がある事例。
- ・虐待行為の自白を認めた事例。
- ・虐待以外では医学的に説明し得ない医学的状態での死亡事例。
- ・直接的な加害行為による死亡事例のみならず、養育者が意図的に 生命に関わる養育上のケアを怠った事例は、ネグレクトであって もこの群に含める。

# ○ 下記のいずれも該当しない ○ 該当する項目がある ○ 不明

#### A. 次の項目(1)-(3)のうち、ひとつでも該当する場合

- (1) 虐待に特徴的な皮膚所見がある。
- (2) 保護者の説明と矛盾する外傷がある。
- (3) 当該児童の発達段階と矛盾する外傷がある。

### B. 2歳未満の乳幼児であって、次の(4)-(6)の検査が施行され、虐待を疑う以下 の所見がひとつでも認められた場合

- (4) 頭部CT · 交通事故以外で発生した硬膜下血腫(SDH)
- ・交通事故以外の原因による,外傷性びまん性軸索損傷
- ・灰白質-白質剪断など、SBS(乳幼児揺さぶられ症候群)やAHT(虐待による頭部 外傷)を疑うべき脳実質損傷
- ・原因不明の頸髄損傷
- (5) 眼底検査・広汎で、多発性・多層性の眼底出血
- · 網膜分離症
- ・網膜ひだ
- (6) 全身骨撮影,胸部CT·肋骨骨折
- ・長管骨の骨幹端骨折(バケツの柄骨折,骨幹端角骨折)
- ・保護者の説明と矛盾する骨折
- ・骨折の既往

### C. 次の項目(7)-(11)の中に、該当するものがある場合

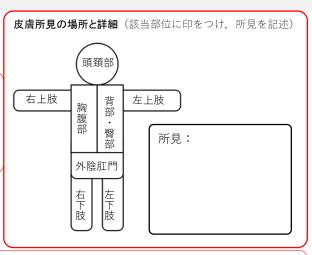
- (7) 児童相談所・保健所・保健センターに照会し、虐待(疑い)が確認された。
- (8) 小児科医による成長状態の確認で、虐待(疑い)が否定できない。-
- (9) ネグレクトが疑われる状況がある。
- (10) 受診の遅れがある。
- (11) 不審死あるいは乳幼児突然死症候群の家族歴がある。

#### D. 次の項目(12)-(18)の中に、該当するものがある場合

- (12) 児童相談所・保健所・保健センターに照会して、家庭でのDVが確認された。
- (13) 警察に照会して、虐待の存在を示唆する情報がある。
- (14) 小児科医による母子手帳の確認で、ネグレクトの可能性が示唆される。
- (15) その他、ネグレクトの可能性が否定できない。
- (16) 医療ネグレクトの疑いがある。
- (17) 教育のネグレクトの疑いがある。
- (18) 代理によるミュンヒハウゼン症候群の疑いがある。

#### 虐待に特徴的な皮膚所見

- ・体幹・頚部・上腕・大腿に認 められる複数の外傷
- ・同じ形をした複数の外傷
- 新旧織り混ざった複数の外傷
- ・境界鮮明な熱傷・火傷
- ・ バイト・マーク (噛み痕)



#### 成長状態の確認で、虐待が否定できない所見

- ・医学的に相応の理由がないのに、成長曲線(身長・体重)のカーブが標準から大きく下方にずれている。(非器質性発育障害の疑い)
- ・医学的に相応の理由がないのに、頭囲の成長曲線がある時点から急に上方にずれている。 (虐待による頭部外傷の後遺症としての頭囲拡大の疑い)

#### ネグレクトが疑われる状況

- ・ 当該児童が乳幼児(障害児の場合は、発達段階として6歳未満と考えられるとき)であるのに、 乳幼児だけで外遊びをさせる、危険物を放置し安全管理をしないなど、保護者が適切な監督 をしていないことが明確である。
- ・ 飢餓状態が疑われる。
- ・ 嘔吐や下痢など相応の理由がないのに、脱水状態となっている。

#### 警察への照会で、虐待の存在を示唆する情報

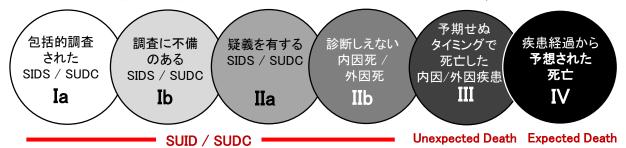
- ・警察から当該児童やきょうだいについて、子ども虐待・ネグレクトに関する情報が得られた。
- ・当該児童は乳幼児で、徘徊などで警察に保護されたことがある。
- ・ 当該児童のきょうだいの中に、死因が明らかでない死亡者や乳幼児突然死症候群(疑いを含む)がいるという情報が得られた。
- ・保護者が、覚せい剤や麻薬などの違法薬物を使用しているという情報が得られた。
- ・当該児童の家庭において、配偶者暴力があるという情報が得られた。

#### 一母子手帳の確認で、ネグレクトの可能性が示唆される場合

- 母親は、必要な妊婦検診を受けていなかった。
- ・出産に際して、医師もしくは助産師など信頼に足る大人の立会いがなかった。
- ・出生届や出生連絡票が提出されていない。
- ・ 当該児童は、妥当な理由がないにも関わらず、先天性代謝異常の検査、乳幼児検診、予防接種などの必要な保健医療サービスを受けていない。

### 不詳死の分類

- Ia. 包括的調査された SIDS / SUDC この分類にした理由を自由記載してください。 ○ Ib. 調査に不備のある SIDS / SUDC ○ IIa. 疑義を有する SIDS / SUDC ○ IIb. 診断しえない 内因死/外因死 ○ III - IV. 不詳死ではない
- ※ 日本SIDS学会診断基準検討委員会の乳幼児突然死の分類とは異なる点に、ご注意ください。



包括的調査された、典型的なSIDS Ia 事例を含む小児不詳死

以下の全てを満たすもの:

**臨床像**:それまでの病歴(成長・発達歴を含む)に何らの問題も認めず、周産期にも異常を認めない。家族歴にも異常を認めない。

状況:死亡現場検証で、死亡との因果関係は不明確(就寝環境は安全で、事故の証拠は皆無)。

**剖検**:肉眼的/病理組織学的検索で致死的となり得た病態を示唆する所見なし。

**検査**:薬毒物検査、細菌検査、画像検査、硝子体液検査、代謝疾患スクリーニングいずれも陰性。

SIDSの可能性があるも、包括的調 査が未実施の小児不詳死

一般的なSIDSの定義や上述の la の基準を概ね満たすが、**包括的死亡現場調査の実施を欠く。** 

もしくは、いずれかの検査(薬毒物検査、細菌検査、画像診断検査、硝子体液の生化学的検査、代謝疾患スクリーニング)の実施を欠く。

右に提示した要件以外には、分類 [ の基準を満たす小児不詳死

**臨床像**:虐待死は否定されたが、何らかの遺伝性疾患とされた同胞や近親者が存在している事例。もしくは血縁関係の有無を問わず、同一 養育者のもとで養育を受けていた乳児が死亡していた既往のある事例。もしくは、医学的に問題がないと判断されていたとしても、

未熟児出生などの周産期既往のある事例。

状況:覆いかぶさりなどによる物理的な口鼻閉塞が否定し得ない場合や、頸部圧迫による死亡が否定し得ない場合。

**剖検**:死亡に寄与したとは考えられないが,成長や発達に問題を認めた事例。明らかな死因とはいえないが,病理組織学的検討で著名な炎

症性変化や異常所見が認められた事例。

III 分類不能の小児不詳死

↑ ♥ ||a の基準を満たさないものの、内因死や外因死であるとの確定診断をし得なかった事例。

剖検が行われなかった事例もこの分類に含める。

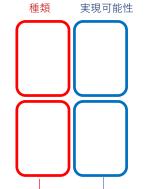
# 予防可能性トリアージ (9段階評価)

 ○1
 ○2
 ○3
 ○4
 ○5
 ○6
 ○7
 ○8
 ○9

 A. 予防可能性が高い
 B. 予防可能性はある
 C. 予防可能性は低い
 D. 不明

# 予防施策の提言

裏面にご記載ください記入欄が足りなければ、



その施策の その施策の

#### ・可能なかぎり**具体的な予防施策**としてご記載ください。

・終末局面の医学的治療により死亡が防げたか、という観点ではなく、**根本的な原因を防ぐための施策**としてご記載ください。

(例えば、交通事故による頭部外傷の場合に「脳実質損傷が重度で、死は予防し得なかった」というご意見は適切ではなく、「信号機を設置する」などが有効な予防施策提言となります)

#### 予防可能な場合の施策の種類

- a. 育児支援対策
- b. 虐待防止対策
- c. 周産期医療供給体制の整備
- d. 小児医療供給体制の整備
- e. 事故防止対策
- f. 自殺防止対策
- g. その他

#### 予防可能性トリアージ分類の参照事項:

#### A. 予防可能性が高い

- ・両親,保育者などの直接的監護者の,直接的な過 失が明らかな場合
- ・両親,保育者などの直接的/間接的監護者の,潜 在的/組織システム的な過失がある場合
- ・安全性向上に責任を持つ機関の,安全確保の取り 組みの不備や,メンテナンス不良による死亡の場 合 (例:線路整備不良による脱線事故など)

#### B. 予防可能性あり

- ・関与機関の子ども安全性向上の対応を凌駕して生 じた死亡(例:暴力的デモ,戦争,テロ,犯罪な ど)
- ・両親や保育者などが全く関与していない状況下で 生じた死亡
- · 予防手段や治療法の確立している内因疾患による 死亡(例:髄膜炎など)
- ・潜在的にリスクを低減し得たであろう外因死
- ・死亡に結びついた要因が,周産期のイベントに遡 りうる場合

#### C. 予防可能性は低い

- ・リスクを回避することが不可避の状況下での死亡 (例:落雷、地震による死亡など)
- ・生前に無症候性であり未診断であった疾病の,致 死的イベントによる死亡(例:閉塞性肥大型心筋 症など)
- ・死が不可避の不治の疾患や先天性異常に対しての, 計画的な治療緩和による死亡

#### D. 不明

### その予防可能施策の実現可能性

- 1. 予防可能だった可能性が高く、その予防策の実現可能性も高い。
- 2. 予防可能だった可能性が高いが、その予防策の実現可能性は低い。
- 3. 予防可能だった可能性は高くないが、その予防策の実現可能性は高い。
- 4. 予防可能だった可能性は高くなく、その予防策の実現可能性も低い。
- 5. 予防可能だったとは、おおよそ考えられない。

その他にも予防 の観点からご意 見があれば自由 に記載してくだ さい。

p. 8/8